

教育行政についてお答えします。

はじめに、自殺対策といじめ問題についてであります。

本市においては、8月2日、教育委員長が、教職員への「緊急メッセージ」として、

- ・児童生徒が、自分は大事にされている、認められているということが実感できる学校・学級をつくること

- ・児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、学校と家庭が一体となった取り組みを進めること

「いじめは再発する可能性がある」という認識を持ち、学校全体でいじめを許さない指導を続けること

について、訴えたところです。

また、校長は、2学期の始業式で、どんなことがあっても自らの命を絶ってはいけないことを強く訴えるとともに、教職員は、各学級等で、「先生たちは、あなた達を絶対守りきります」というメッセージを言葉と態度で示しております。

これまで、各学校においては、保健体育・社会科等の教科学習と道徳・総合的な学習の時間・特別活動等との関連を図りながら、すべての教育活動で命の大切さや生きるよろこびを実感として捉える学習を進めております。

また、子ども達からのいじめの兆候にいち早く気付くために、アンケートや面接等を工夫するとともに、家庭とのきめ細かい連携に努め、すべての児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう取り組んでいるところであります。

次に、教職員の長時間労働の解消についてであります。

これまで、提出書類の削減及び簡素化、出席簿記入方法の簡略化、新入生の指導要録のデジタル化等を行ってまいりました。

また、昨年9月から県教委の業務改善プロジェクトチームと共同し、業務改善協力校の実態を分析し、具体的な業務改善策をまとめ、今年5月の校長研修で示しております。さらに今年度からは毎年実施していた学校実態調査を2年に1回にするなど、子どもと向き合う時間を増やすための業務改善に取り組んでいるところです。

少人数学級につきましては9月7日付けで文部科学省から、来年度以降の5か年で、小中学校全学年の35人学級を実現させる「新たな教職員定数改善計画案」が示されたところであり、国の動向を注視してまいります。

以上

土屋議員のご質問にお答えいたします。

商工業振興についてであります。

はじめに、中小企業の実態把握についてであります。

中小企業の実態につきましては、商工業者との懇談会や企業訪問などにより、日常から様々なご意見をお伺いする中で、実態把握に努めているところであります。

次に、中小企業振興についてであります。

中小企業は地域経済を牽引する力であり、地域経済の活力の源泉であると認識しており、中小企業基本法にのっとり、地方公共団体の責務として、中小企業振興策に取り組んでおります。

これまで、中小企業振興策については、中小企業の実態把握に基づき、時代のニーズに対応をし、支援を行ってまいりました。

次に、中小企業振興条例についてであります。

本市の条例は、中小企業者等が行う高度化事業や工場移設、商店街の利便施設の整備などに助成するものであります。

次に、産業振興ビジョンについてであります。

「産業振興ビジョン」を策定し、中小企業の支援を行っており、具体的には、新商品開発や販路開拓、人材育成の各種助成制度や融資制度、今年度、商工団体との協議の中で、知的財産権の取得に対する助成制度も創設したところであります。

今後におきましても、中小企業者の生の声を聞く中で、各種補助制度や融資制度を活用した、支援に取り組む考えであります。

以上